

【港長基準】

関門港視界制限対策

改正 平成30年 6月25日

改正 令和 4年 8月10日

一部改正 令和 7年 7月 4日

1 発令基準等

(1) 対象船舶

関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、安瀬航路、若松航路及び奥洞海航路（以下「関門航路等」という。）を航行しようとする全船舶

(2) 発令基準

関門航路等の全部又は一部の視程が 500m 以下となり、船舶の危険を防止するために必要があると認められる場合に発令する。

(3) 根拠

港則法第 14 条に基づく航路外待機指示

2 船舶が執るべき措置

(1) 航路外待機指示発令時において船舶が執るべき措置

① 関門航路等を航行中の船舶は、十分に注意して、速やかに最寄りの安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門海峡海上交通センター又は若松港内交通管制室（以下「関門マーチス等」という。）に通報すること。

② 関門航路等に入航しようとする船舶は、入航を中止し、速やかに航路外の安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門マーチス等に通報すること。

(2) 航路外待機指示解除時において船舶が執るべき措置

視界制限状態が回復して航路外待機指示が解除された場合は、関門マーチス等の指示に従い航行を開始すること。

なお、待機船舶の過密状況等によって、解除直後に船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合は、港則法第 39 条第 3 項に基づき船舶の航行を制限する場合がある。

3 海域区分

航路外待機指示においては、関門航路等を以下の 5 海域に区分して指示又は解除される。

(1) 「関門航路東部海域」：関門橋以東の関門航路

(2) 「関門橋西部海域」：巖流島南端から 90 度に引いた線（以下「A 線」という。）及び関門橋に囲まれた関門航路

(3) 「関門航路中部海域」：関門航路第 15 号灯浮標と同第 16 号灯浮標とを結んだ線（以下「B 線」という。）及び A 線に囲まれた関門航路並びに砂津航路

(4) 「関門航路西部海域」：B 線以西の関門航路、関門第二航路、戸畑航路及び安瀬航路

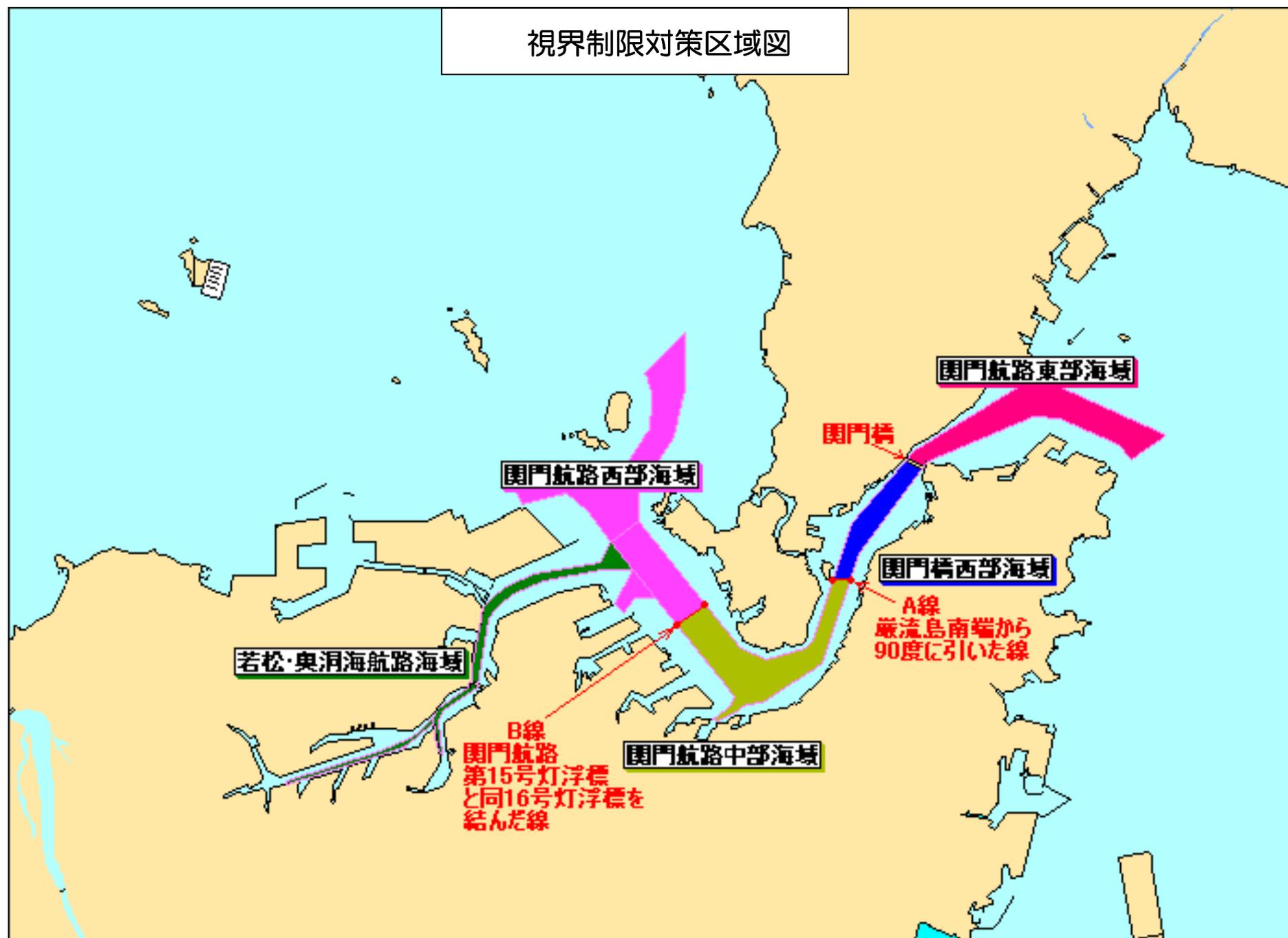
(5) 「若松・奥洞海航路海域」：若松航路及び奥洞海航路

※ 別添 1 「視界制限対策区域図」参照

【港長基準】

4 連絡体制等

連絡方法、手段は、別添 2「情報の連絡方法・手段」によるものとする。



情報の連絡方法・手段

勧告等の 内容	周 知 方 法	周 知 手 段
発令・解除	<ul style="list-style-type: none"> • 連絡系統による通報 • 海の安全情報による通報 • 関門海峡海上交通センターからの周知 • 第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知 • 巡視船艇による周知 • 問合せに対する門司海上保安部からの回答 • 海の安全情報（緊急情報）への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> • iFAX、メール • メール（緊急情報配信） • インターネット https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/ • VHF 一斉放送 • AIS一斉通報 • VHF 個別周知 • マイク、VHF 個別周知 • 電話 093-321-0398、FAX093-331-1168 • インターネット https://www6.kaiho.mlit.go.jp/O7kanku/moji/kinkyu.html